

訓令名	理由	要旨
口頭による開示請求をすることができる個人情報を廃止する告示	個人情報保護法の改正及び奈良県個人情報保護条例の廃止に伴い告示を廃止する。	1 口頭による開示請求をすることができる個人情報を廃止する。 2 施行期日 令和5年4月1日から施行する。

議決事項第6号

口頭による開示請求をすることができる個人情報廃止する告示（案）

口頭による開示請求をすることができる個人情報（平成十二年十月奈良県教育委員会告示第七号）を廃止し、令和五年四月一日から適用する。

○口頭による開示請求をすることができる個人情報

平成十二年十月一日

奈良県教育委員会告示第七号

改正 平成一四年六月二八日教委告示第六号

平成一五年三月三十一日教委告示第二六号

平成一七年三月二九日教委告示第一九号

平成一八年二月七日教委告示第五号

平成一八年一〇月一三日教委告示第二号

平成一九年二月一三日教委告示第三号

平成二〇年三月三十一日教委告示第七号

平成二二年三月三十一日教委告示第五号

平成二三年六月一七日教委告示第二号

平成二五年一二月二七日教委告示第一五号

奈良県個人情報保護条例(平成十二年三月奈良県条例第三十二号)第二十四条第一項の規定により口頭により開示請求をすることができる個人情報並びに当該個人情報の開示請求をすることができる期間及び場所を次のとおり定めた。

事務の名称	開示する情報	期間	場所
奈良県立中学校入学者 選抜	検査別得点及び合計点	合格発表の日の翌日から起算して六週間を経過した日から起算して一月間(受検した学校が指定する日を除く。)	受検した学校
奈良県立高等学校入学者 選抜	検査別得点(学力検査については教科別得点、その他の検査についてはその検査の得点及び合計点)及び特技に関する記録(体育)の点数	一般選抜の合格発表日の翌日から起算して一月間(受検した高等学校が指定する日を除く。)	受検した高等学校

奈良県教育委員会事務局職員採用選考試験	総合得点及び順位(第二次試験は順位のみ)	合格発表の日(第一次試験合格者にあつては、第二次試験の合格発表の日)から起算して一月間	企画管理室
奈良県公立学校教員採用候補者選考試験	総合得点、順位及び各試験の得点	合格発表の日(第一次試験合格者にあつては、第二次試験の合格発表の日)から起算して一月間	教職員課
奈良県公立学校校長及び教頭採用選考試験	総合得点及び順位	合格発表の日から(第一次選考合格者にあつては、第二次選考の合格発表の日)から起算して一月間	教職員課
奈良県立学校実習助手候補者選考試験	総合得点及び順位	合格発表の日から起算して一月間	教職員課
奈良県立学校寄宿舎指導員候補者選考試験	総合得点及び順位	合格発表の日から起算して一月間	教職員課
奈良県公立学校栄養職員採用候補者選考試験	総合得点及び順位	合格発表の日から起算して一月間	教職員課
奈良県立学校業務員等	総合得点及び順位	合格発表の日から起算して一月間	教職員課

採用候補者選考試験		ら起算して一月間	
奈良県公立学校事務職員(学校司書)採用候補者選考試験	総合得点及び順位	合格発表の日から起算して一月間	教職員課

改正文(平成一五年教委告示第二六号)抄  
平成十五年四月一日から施行する。

改正文(平成一七年教委告示第一九号)抄  
平成十七年四月一日から施行する。

改正文(平成二〇年教委告示第七号)抄  
平成二十年四月一日から施行する。

改正文(平成二二年教委告示第五号)抄  
平成二十二年四月一日から適用する。

改正文(平成二五年教委告示第一五号)抄  
平成二十六年一月一日から適用する。